

2025年
11月1日
第501号



JR東海券

<http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/>



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

• 未来潜力高程图

発行人 淵上 利和

J R S Eの労働者と 共に闘うぞ！ J E労結成！



JRT東海労は10月15日、都内で「すべての労働者と連帯しJR東海労の未来をつくり出す10・15集会」を開催し、80名が参加しました。渕上委員長は、主催者

9月7日、JR東海新幹線エンジニアリング（JRSE）大阪支社に出席している新幹線関西地本の仲間たちは、共に働く労働者と共に、JRSE労働組合（略称「JE労」）を結成しました。

JE労は、一昨年に結成されたJS労に引き続き、関係会社において結成された労働組合です。

JE労は10月17日、JRSE大阪支社長に「JRSE労働組合結成」を通知しました。

連帶挨拶として、JRひがし労松下委員長は「地域別での活動などを通じて、組織が強化されている。目指すべき組合像は同じ。今後もますます連帶を強化する」と述べました。そして、JRひがし労の仲間たちから、津崎裁判の原告に檄

して「7月28日に申入書を送り、すぐに職場で改善の動きがあった。法人は色々と対応せざるを得なかつた。会社相手の裁判などを闘うJR東海労働からの申し入れに驚いたでしよう。これまでの積み重ねがここにも活きてきた。そこからの管理者の改善に向けての行動はめまぐるしく、今までにない程の速い対応で、『かなり慌ててているな』といふ印象であつた。9月1日、組合の先輩方と共に

許さない。来年 敬松塾の集会を行う」と述べました。

令和7年（行ニ）第15号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求控訴事件（通称『診断書強要行政訴訟控訴審』、控

団交拒否は不当労働行為と認定！
診断書強要行政訴訟控訴審勝利判決！

ツフの半数近くが外国人労働者（外国人実習生）である。これ以上、人手不足とならないよう、要求していきたい。更なる拡大を目指し、未組織労働者の結集を呼びかけ、連帯を広めていきたい」と報告しました。

取つてきたものだと再認識した。声を上げ続けなければ会社は労働条件を改悪してくる」と報告しました。

強化し、組織強化・拡大を勝ち取るためのご苦労を我がものとし、組織強化・拡大に結び付けていくための大きな教訓である。JRひがし労、回転寿司ユニオンの仲間と共に、全力で闘いをつくり出す」とまとめ、集会は成功裡に終了しました。

最初の団交に参加させてもらつた。早め出勤強要の取り止め、マニュアルの整備の前進、熱中症対策では、扇風機や冷風扇の設置、他衛生面での改善が確認できた。職場では低賃金で賃上げも十分にできておらず、退職者が

長は、出向先・シムツクスにおける鬭いの報告として「団交での議論は、当務長の引き継ぎ時間の問題、パワハラ問題、健診断に関わる交通費の問題などであった。思つたのは『JRはいいな』である。恵まれているの

現のためにストライキを
闘い抜き、要求を勝ち取
るまでの経過や成果と教
訓、今なお組織拡大を勝
ち取つてることなど、
闘いの報告を受けまし
た。

現のためにストライキを闘い抜き、要求を勝ち取るまでの経過や成果と教訓、今なお組織拡大を勝ち取っていることなど、闘いの報告を受けました。



恣意的解釈を糾した高裁判決 判決文の要点

東京高裁が判断した診断書強要行政訴訟控訴審の内容を解説します。

協約を盾に義務的団交は
拒否できない！

ついて、労組法7条2号に言う『正当な理由』はなく、これらの団交拒否は不当労働行為に当たるものと認めるのが相当」と、言い切っています。

会社は、これまでJR東海労の申し入れに対し、「付議事項に当たらぬ」として、基本協約第250条を盾に団交開催を拒否してきました。

今判決により、正当な理由がない限り組合が要求した団交開催に応じなければなりません。

年休が欠勤ではないこと
は世間の常識！

就業規則では「病欠」
や「病気休職」の「欠勤」
では診断書の提出が定め
られて いますが、年休は
「欠勤」ではないため提
出は不要です。しかし、
会社はこの間「欠勤と
正規の労働時間の全部又
は一部を欠くもので年休
も含まれる」と主張して
きました。

判決文には、「なお、

訴審の勝利判決を受け、本部は10月14日、労働協約の団交事項の条文を糾すため、東京高等裁判所の「判決」に基づく申し入れ(『申第9号』)を提出しました。主な申し入れ項目は、以下の通りです。

① 10月8日の東京高等裁判所からの「判決」について見解を明らかにすること。

② 2019年7月16日付けの東京都労働委員会命令にある、各所への謝罪文掲示を早急に履行すること。

③ 会社は今回の判決に

**団交拒否のための協約条文は変えよ！
高裁判決を受けて申し入れ！**

組合の趣旨説明（概要）は、以下の通りです。

会社は単体で令和8年
第1四半期、営業収益4,015億円を発表した。

令和7年第1四半期で
3,626億円だったこと
とから最高益に近づく。

訪日外国人数の1月～9

JRひがし労の仲間と 共に磐梯山登頂

第28回登山大会



初日はロッジで交流会を開催し、仲間との懇親を深めました。翌日、1,816mの磐梯山山頂を目指し、全員で登頂しました。

当該解釈自体は、「欠勤」という語の一般的の用例に反し、基本協約等の各該規定の文理にも沿わないといえると記載されたり、「欠勤に年休が含まれる」というJR東海の解釈は誤りであると、痛烈に批判しています。そして、会社の解釈を、人事部勤労課は説明しない姿勢を貫いていると認定しました。



満額回答自指し闘う！ 年末手当交渉スタート

月の累計は、前年同期比
17.7%増の3,165万人と発表されている。
インバウンドの好調や
大阪・関西万博輸送で、
経営状況は大幅に改善した。増益は現場の社員の
計り知れない苦労・努力

社員に利益を還元することは当たり前である。年末手当を低額に抑制することは認められない。社員なくして会社の存在などあり得ない。会社は満額回答すること。

鑑み、組合からの団体交渉請求に対しては、早急に全て団体交渉を開催すること。

れ削除すること。また、(7)として「労働時間の申しこみがある場合」の項目を加えてと。

「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。